

# 指定通所介護事業所運営規定

(特定非営利活動法人 遊々)

## 【事業の目的】

第1条 特定非営利活動法人 遊々が開設する通所介護（以下「当所」という。）が行う指定通所介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の「看護職員」、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定通所介護事業を適正な指定通所介護事業を目的とする。

## 【運営の方針】

第2条 事業所の通所介護従業者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにそのご家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## 【事業所の名称等】

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1、名称 特定非営利活動法人 遊々
- 2、所在地 長崎県島原市有明町湯江丁 1788 番地

## 【職員の職種、員数及び職務内容】

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1、管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- 2、通所介護従業者

生活相談員	2名以上
機能訓練指導員	2名以上
介護職員	3名以上
看護職員	2名以上

通所介護従業者は、指定通所介護の業務に当たる。

生活相談員は事業者に対する指定通所介護の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

- 3、機能訓練指導員 看護職員と兼務

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

### 【営業日及び営業時間】

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1、営業日 月曜日から土曜日までとする。祝日は営業するが8月13日から8月15日までと、12月30日から1月3日までは営業しない。
- 2、営業時間 午前8時30分～午後5時30分  
サービス提供時間 午前9時～午後4時30分

### 【指定通所介護の利用定員】

第6条 事業所の利用定員は、1日20名とする。

### 【指定通所介護の内容】

第7条 指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

- 1、通所介護
- 2、食事の提供
- 3、通所介護の施設における入浴介助
- 4、送迎サービス
- 5、機能訓練指導

### 【指定通所介護の利用料金等及び支払の方法】

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割及び2割額とする。日常生活費 日常生活品については利用者様に用意をしてもらうものとする。事業所から徴収はしない。事前に文書で説明した上で、支払に同意する文書に署名（記名押印）を受け取るものとする。

### 【通常の事業の実施地域】

第9条 通常の事業の実施地域は、島原市・雲仙市国見町・雲仙市瑞穂町の区域とする。

### 【サービス利用に当たっての留意事項】

第10条 利用者様は指定通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 1、サービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- 2、入浴サービスを利用する際の留意事項  
(1) 健康チェックで異常が認められた場合は入浴サービスの利用は出来ない場合もある。その場合は利用者様、ご家族には説明を行う。
- 3、給食サービスを利用する際の留意事項  
(1) 治療食の提供は行わない。食事形態については検討する。

#### 4、機能訓練サービスを利用する際の留意事項

- (1) 健康チェックで異常が認められた場合は機能訓練サービスの利用は出来ない場合もある。その場合は利用者、家族には説明を行う。

#### 5、送迎サービスを利用する際の留意事項

- (1) 自宅までの送迎を行う。
- (2) 天候により送迎困難の場合もある。

### 【緊急時における対応方法】

第11条 通所介護従業者は、指定通所介護を実施中に、利用者様の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

### 【非常災害対策】

第12条 事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- 1、消火、通報及び非難の訓練（年1回）
- 2、消防設備、施設等の点検及び整備
- 3、従業者の火気の使用又は取り扱いに関する監督
- 4、その他防火管理上必要な業務

### 【衛生管理及び通所介護従業者の健康管理等】

第13条 事業者は、通所介護に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。事業者は、通所介護従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

### 【秘密保持等】

第14条 通所介護従業者は、業務上知り得た利用者様又はそのご家族の秘密を保持する。事業者は、通所介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはご家族の秘密を保持させるため、通所介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべく旨を、通所介護従業者との雇用契約の内容とする。

### 【苦情処理】

第15条 管理者は、提供した指定通所介護に関する利用者様からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するために、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者様及びご家族に説明するものとする。

### 【事故発生時の対応】

第16条 当所は、利用者様に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者様の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。当所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。当所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

### 【虐待防止に関する事項】

第17条 当所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について通所介護従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

### 【身体的拘束等の禁止】

第18条 当所は、通所介護サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。

- 2 当初は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

### 【業務継続計画の策定等】

第19条 当所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当所は、通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
  - ① 業務継続研修及び訓練（感染症）年1回
  - ② 業務継続研修及び訓練（非常災害）年1回
- 3 当所は、定期的に業務継続の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### 【ハラスメント対策の強化】

第20条 当所は、適切な通所介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

### 【その他運営についての留意事項】

第21条 当所は、通所介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 1、採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 2、継続研修

通所介護従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者様から求められたときは、これを提示するものとする。

- 3、当所は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 4、この規定の定める事項の他、運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人遊々の役員と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成16年11月1日より施行する。

平成29年11月1日（一部改訂）

令和4年6月8日（一部改訂）

令和6年3月20日（一部改訂）